

調査の背景

- 成年後見制度は、認知症高齢者や障害者などの権利擁護を図るための仕組みとして、平成12年に施行。政府は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）に基づき、5年を一期とする基本計画を策定（令和8年度末までが第二期）
- 市町村は、国の計画も踏まえ、市町村計画を策定（努力義務）。制度が施行されて25年が経過し、その利用者は約25万人に上るが、市町村別にみるとばらつきが大きい状況にあり、特に利用率が低い市町村において、利用ニーズが相対的に充足されていない可能性あり（ただし、利用率が低くても人口構成や他の仕組みでカバーしている可能性等もあり一概に不十分とは言えないことに留意。）
- 今後、身寄りのない高齢者の増加が見込まれる中で、例えばこうした高齢者を狙った特殊詐欺も相次いでおり、制度を真に必要とする者が確実に利用できる仕組みとしていくことが必要

現 状

- 法は、地域ニーズへの的確な対応を基本理念の一つに掲げているが、利用ニーズを把握している市町村は半数以下。また、市町村を経由せず直接裁判所に申し立てるケースも多いため、市町村が利用実態を把握しにくい構造
- 市町村の推進主体として「中核機関（※）」が想定されているが、設置自治体は約7割。設置されている場合でも、活動の実態は様々
- 制度を適切に運用するためには市町村と家庭裁判所との連携が不可欠であるが、必ずしも十分に連携できていない。

想定される課題

- 市町村が利用ニーズや利用実態などの全体像を十分把握できないまま、業務に当たっているのではないか。
- 中核機関がコーディネートする権利擁護支援の地域連携ネットワークに求められる役割が多岐にわたる中で、その役割が十分発揮できていないケースがあるのではないか。
- 行政と司法という違いもあり、市町村は連携の具体的なイメージを持ちにくいのではないか。

調査の方向性

- 成年後見制度の利用について、以下の項目を調査し、市町村が、地域の実情を踏まえた計画的な取組を進めるための方策を検討
 - ・ 市町村による利用ニーズや利用実態の把握状況
 - ・ 「中核機関」の体制や活動内容
 - ・ 市町村と家裁との連携に当たった課題や好事例
 - ・ 成年後見制度の利用により課題が解決した好事例 など
- 調査結果については、令和9年度からの国の次期計画に反映されることを想定

※ 国の計画において、関係機関のコーディネート等を担う権利擁護の中核的な機関や体制として「中核機関」が位置付けられている。

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

(参考1) 第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

今後の施策の目標等

- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やKPI（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

2 今後の施策の目標等

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加 －
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督 －
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり －
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

※厚生労働省HP「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」から引用

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

(参考2)

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。

